

小児慢性特定疾病医療費助成制度における 疾病区分の変更、疾患群・疾病名・疾病の状態の程度の変更内容について

1 既存の対象疾病について疾病区分の変更

疾病名	区分（変更前→変更後）
潰瘍性大腸炎	炎症性腸疾患 → <u>炎症性腸疾患(自己免疫性腸症を含む)</u>
クローン病	
早期発症型炎症性腸疾患	
自己免疫性腸症(IPEX症候群を含む。)	
先天性門脈欠損症	先天性門脈欠損症→ <u>肝血行異常症</u>
門脈圧亢進症(バンチ症候群を含む。)	門脈圧亢進症→ <u>肝血行異常症</u>
門脈・肝動脈瘻	門脈・肝動脈瘻→ <u>肝血行異常症</u>
先天性肝線維症	先天性肝線維症→ <u>肝硬変症</u>
総排泄腔遺残	総排泄腔遺残→ <u>総排泄腔異常症</u>
総排泄腔外反症	
アミラーゼ欠損症	先天性吸収不全→ <u>難治性下痢症</u>
エンテロキナーゼ欠損症	
ショ糖イソ麦芽糖分解酵素欠損症	
先天性グルコース・ガラクトース吸収不良症	
腸リンパ管拡張症	腸リンパ管拡張症→ <u>難治性下痢症</u>
乳糖不耐症	先天性吸収不全→ <u>難治性下痢症</u>
微絨毛封入体病	微絨毛封入体病→ <u>難治性下痢症</u>
リパーゼ欠損症	先天性吸収不全→ <u>難治性下痢症</u>
原発性硬化性胆管炎	原発性硬化性胆管炎→ <u>免疫性肝疾患</u>
自己免疫性肝炎	自己免疫性肝炎→ <u>免疫性肝疾患</u>
新生児ヘモクロマトーシス	新生児ヘモクロマトーシス→ <u>免疫性肝疾患</u>

2 疾患群・疾病名・疾病の状態の程度の変更

疾患群 (変更前→変更後)	疾病名	疾病の状態の程度 (変更前→変更後)
血液疾患 → <u>脈管系疾患</u>	遺伝性出血性末端血管拡張症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち、一つ以上を継続的に実施する(断続的な場合も含めておおむね6か月以上)場合 → <u>疾病による症状がある場合又は治療が必要な場合</u>
血液疾患 → <u>脈管系疾患</u>	カサバツハ・メリット症候群 → <u>カサバツハ・メリット現象(症候群)</u>	

(裏面もご確認ください)

疾患群 (変更前→変更後)	疾病名	疾病の状態の程度 (変更前→変更後)
膠原病 → <u>皮膚疾患</u>	スティーヴンス・ジョンソン症候群 → <u>スティーヴンス・ジョンソン症候群(中毒性表皮壊死症を含む)</u>	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、 γ グロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合 → <u>治療が必要な場合</u>
神経・筋疾患	重症筋無力症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合 → <u>眼筋症状、運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合</u>